

平成28年第6回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成28年5月26日(月) 午後3時00分～午後3時54分

2 開催場所

忠類総合支所 小会議室

3 出席者

	教育長	田村 修一
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	早津 聡子
	委員	國安 環
事務局	教育部長	山岸 伸雄
	学校教育課長	高橋 修二
	生涯学習課長	湯佐 茂雄
	給食センター所長	妹尾 真
	図書館長	林 隆則
	総務係長	白坂 博司
	学校教育係長	守屋 敦史
	学校教育推進員	高橋 康伸
	学校教育推進員	中村 吉昭

4 議 事

議案第21号 幕別町社会教育委員の委嘱について

議案第22号 幕別町文化財審議委員会委員の委嘱について

議案第23号 幕別町学校給食センター運営委員の委嘱について

議案第24号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

議案第25号 幕別町立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

議案第26号 平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第27号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

田村教育長 ただ今から、第6回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番早津委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に日程第3、前回会議の承認であります。第5回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、第5回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(山岸 伸雄) 事務報告をいたします。昨日実施いたしましたチャレンジデーについてご報告申し上げます。本イベントにつきましては毎年5月の最終水曜日、本年度は5月25日でございますが、世界中で行われている住民参加型スポーツイベントでございます。午前0時から午後9時までの21時間の間に15分以上継続し、何らかの運動やスポーツをした住民の参加率を競うイベントであります。

本町は本年度3回目の挑戦でございます。対戦相手は6回目の参加であります高知県宿毛市、人口基準日であります2月1日現在の人口は2万1千570人の市と対戦したところでございます。

本イベントの実施結果でございますが、本町の参加率は基準日現在の人口2万7千410人に対しまして、参加者数が1万253人となり昨年に比べ7ポイント増の37.4%の結果でございます。

一方、対戦相手であります宿毛市は4千813人の参加であり、参加率は22.3%であり本チャレンジデー3回目です。初めて本町が勝利したところでございます。

本事業にご協力いただきましたチャレンジデー実行委員会のみなさんをはじめ、ご協力をいただきましたボランティアの方々、住民、企業、学校等の施設の皆様方に心よりお礼を申し上げます。

なお、本イベントのルールといたしまして、互いの健闘をたたえるものとし、市、町の旗を掲揚することになっておりますことから、26日から1週間旧役場庁舎のメインホールに宿毛市の市旗を本町の町旗とともに掲揚するものでございます。

また、十勝からは3町が参加しておりますが、8回目の芽室町は参加率62.8%で勝利いたしました。

6回目の新得町は62.4%、同じく6回目の本別町は58.2%の参加率でありましたが、ともに敗戦したところでございます。

なお、本年度は全国から128自治体が参加しておりまして、平均の参加率は54.3%で、前年に比べまして1.6%上回ったという結果でございました。

以上チャレンジデーの実施結果についてご報告申し上げます。

田村教育長 ただ今の事務報告に関しまして質疑はございませんか。

(ありません。)

質疑がないようですので、続きまして議件に入ります。

日程第5、議案第21号幕別町社会教育委員の委嘱について説明を求めます。

生涯学習課長(湯佐 茂雄) 議案第21号幕別町社会教育委員の委嘱につきまして提案の理由を説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

本件は、幕別町社会教育委員の任期が本年5月29日をもって満了になりますことから、議案書にありますとおり15名の方について社会教育委員として委嘱しようとするものであります。

このページの下段に社会教育法を記載しておりますが、第15条で市町村に社会教育委員を置くことができる。そして教育委員会が委嘱するとされているものであります。

社会教育委員の職務につきましては、第17条で1つ目、社会教育に関する諸計画を立案すること。2つ目、教育委員会の諮問に応じて意見を述べること。3つ目、必要な研究調査を行うこと。次のページになりますが、このほか、教育委員会の会議に出席して、社会教育に関し意見を述べるなどされているものであります。

幕別町社会教育委員に関する条例第2条で、委員の定数は15名以内とし、学校教育・社会教育関係者、学識経験のある者から委嘱するものとしているところであり、第3条で、任期を2年としております。

1ページに戻っていただきたいと思っております。15名のうち、今回新たに委嘱しようとする方は3名で、1番の帰山孝美さん、3番の長谷川隆照さん、7番の高橋和浩さん、であります。他の12名の方につきましては、これまでに引き続いて委嘱しようとするものであります。選出に当たりましては、備考欄にありますように、1番から8番の方につきましては、学校関係者や社会教育に関係する団体からご推薦等をいただき、9番以降の方につきましては、地区ごととなっております。

委員の平均年齢は57.5歳で、女性は15名中7名であります。

任期は、平成28年5月30日から平成30年5月29日までの2年間になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第21号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第21号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第6、議案第22号幕別町文化審議委員会委員の委嘱について説明を求めます。

生涯学習課長(湯佐 茂雄) 議案第22号幕別町文化財審議委員会委員の委嘱につきまして提案の理由を説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。本件は、幕別町文化財審議委員会委員の任期が本年5月31日をもって満了になりますことから、議案書にありますとおり5名の方について文化財審議委員会委員として委嘱しようとするものであります。

このページの下段に法令等を記載しておりますが、文化財保護法第190条で市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会を置くことができ、審議会の職務として、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項についての調査審議や、これらの事項に関して、教育委員会に建議するとされているものであります。

幕別町文化財保護条例第18条で、委員5名で組織するとし、識見を有する者、公募による者から委嘱するものとしているところであり、幕別町文化財審議委員会規則第3条で、任期を2年としております。

5名のうち、今回新たに委嘱しようとする方は2名で、3番の安東博美さん、5番の村田辰徳さん、であります。他の3名の方につきましては、これまでに引き続き委嘱しようとするものであります。

なお、4番の及川清貴さんと、5番の村田辰徳さんは、幕別町まちづくり町民参加条例の公募に対しお申し込みをいただき、決定された方であります。

委員の平均年齢は59.8歳で、女性は5名中1名であります。

任期は、平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年間になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第22号について議案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第22号については原案どおり可決いたします。

次に日程第7、議案第23号幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について説明を求めます。

給食センター所長(妹尾 真) 議案第23号幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明させていただきます。議案書は4ページになります。

幕別町学校給食センター運営委員会委員の任期につきましては2年間であり、本年5月31日をもって任期満了となりますことから、議案の名簿にあります13名を委嘱するものであります。

このページの下段に条例等を記載しておりますが、幕別町給食センター条例第4条第3項で運営委員会委員は15人以内とし、教育委員会が委嘱するものとされているところであります。

運営委員会の設置目的は、給食センターの適正かつ円滑な運営を図るためのものであり、運営委員会の職務は、教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について審議し、調査研究するものとされております。

委員構成は、給食センター条例施行規則第7号で学校代表者、父母代表者、教育委員会が必要と認めた者、公募による者、同上第2号で任期は2年としているところであります。

選出にあたりましては備考欄にありますとおり、各学校より推薦をいただいた方になっております。

また公募による3名の委員の方につきましては、本年5月10日に開催されます附属機関公募運営委員会におきまして決定された方となっております。

委員の平均年齢は42.9歳で、女性は13名中8名であります。

任期は平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年間になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田村教育長 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第23号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め議案第23号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第8、議案第24号幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

学校教育課長(高橋 修二) 議案第24号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出につきましてご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧くださいと思います。

本条例につきましては、学校教育法の規定に基づき、町立幼稚園の設置に関し、規定しているものであります。この度、国の子ども・子育て支援法施行令が改正され、低所得世帯、多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置が拡充されたことに伴い、本町におきましても所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。別冊の議案第24号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

この度、改正する箇所には、下線を引いておりますが、現行の別表第1の保育料金表の、低所得世帯、多子世帯等及びひとり親世帯等の保護者負担軽減の拡充に伴う、備考の改正及び追加であります。

別表第1の保育料金表の備考1についてであります。現在、保育料におきましては、市町村住民税額を基準に算定しておりますが、市町村住民税の課税に係る所得算定において、寡婦

(夫)については非課税基準や所得割控除額の優遇措置が設けられているのに対し、寡婦(夫)と認定されない未婚の保護者につきましては、市町村民税の課税上の優遇措置を受けることができない状況にあります。そのため、寡婦(夫)と認定されない未婚の保護者を、寡婦(夫)とみなして、算出した市町村民税を基に保育料を算定するものであります。

次に、別表第1の保育料金表の備考4についてであります。母子世帯等や在宅障害児のいる世帯及び要保護世帯等につきましては、従前より保育料の優遇措置を設けておりましたが、更に経済的負担の軽減を図るため、第3階層の市町村民税の所得割課税額が7万7千100円以下の世帯の保育料を、月額7千円の半額である月額3千500円とするものであります。

次に、別表第1の保育料金表の備考6についてであります。多子世帯については、従前から第2層から第5階層につきましては、同一世帯で2人以上いる場合は、満3歳から小学校3年生までの範囲内の児童数により、軽減の算定をしておりましたが、新たに、第3階層以下の市町村民税の所得割課税額が7万7千100円以下の世帯の年齢制限を撤廃し、子ども・子育て支援法施行令に定めます特定被監護者等とすることにより、年齢に関わらず、生計を一にしている者がいれば、軽減の算定対象とし、表中アの第1子につきましては、通常の7千円、表中イの第2子につきましては、半額の3千500円、表中ウの第3子以降につきましては、無料とし、表中エのひとり親世帯等の所得割課税額7万7千100円以下の要保護世帯等につきましては、第1子は、半額の3千500円、表中オの第2子以降につきましては、無料とするものであります。

議案書に戻りまして、6ページをお開きいただきたいと思っております。附則についてですが、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日に遡及して適用するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第24号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め議案第24号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第9、議案第25号幕別町立私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

学校教育課長(高橋 修二) 議案第25号幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱につきましてご説明申し上げます。議案書の7ページをご覧くださいと思います。

本補助金につきましては、国で定めます基準に準じて要綱を定め、私立幼稚園に通う子どもの保護者の経済的負担の軽減を図るものとして、交付しているものでありますが、この度、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱が改正され、多子世帯における保護者負担軽減措置の拡充及びひとり親世帯等の保護者負担軽減の特例措置の創設に伴い、本町におきましても所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

別冊の議案第25号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。この度、改正する箇所には、下線を引いておりますが、第3条につきましては、現行の別表第1及び第2表に、ひとり親世帯等の保護者負担軽減の特例措置の創設に伴い、第3表が追加されるものであります。

次に、別表第2についてであります。この表は、兄、姉が小学校1年から3年生までにいる第2子、第3子以降の幼児が就園している世帯に係る表であります。現在の多子軽減の

算定対象となっております小学校1年から3年生までの兄、姉を、第3階層以下の世帯につきましては、子ども・子育て支援法施行令に定めます特定被監護者等とすることにより、年齢に関わらず、生計を一にしている者がいれば、軽減の算定対象とするものであります。なお、第4階層以上の世帯につきましては、現行のとおりであります。

次に、別表第3についてであります。この表は、ひとり親世帯等の保護者負担軽減の特例措置の創設に伴い、新たに国の補助限度額に合わせ、第1階層の生活保護法の規定により保護を受けている世帯及び第2階層の市町村民税が非課税となる世帯、市町村民税の所得割が非課税となる世帯は、第1子から年額30万8千円とし、第3階層の市町村民税の所得割課税額が7万7千100円以下の世帯は、第1子は、年額21万7千円、第2子以降は、年額30万8千円とし、第4階層の市町村民税の所得割課税額が21万1千200円以下の世帯は、第1子は、年額6万2千200円、第2子は、年額18万5千円、第3子以降は、年額30万8千円とし、これらの区分以外の世帯は、第2子は、年額15万4千円、第3子以降は、年額30万8千円するものであります。

議案書に戻りまして、10ページをお開きいただきたいと思っております。附則についてですが、この要綱は公布の日から施行し、平成28年4月1日に遡及して適用するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第25号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め議案第25号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第10、議案第26号平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長(山岸 伸雄) 議案書の11ページをお開きください。議案第26号平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、10款教育費の規定予算に558万6千円を追加し、予算の総額を13億4千524万4千円としようとするものであります。

1項教育総務費、48万6千円を要求するものでございます。4目スクールバス管理費、48万6千円でございます。需用費でございますが、忠類西部線のスクールバスのヒータが故障いたしましたことから、修繕を行おうとするものでございます。

5項社会教育費510万円を要求するものでございます。3目保健体育費150万円でございます。負担金補助及び交付金でございますが、8月5日から21日の17日間にわたり開催されるリオデジャネイロオリンピック大会に本町出身のアスリートである陸上の福島千里さん、マウンテンバイクの山本幸平さん、女子7人制ラグビーの桑井亜之さんが日本代表選手として出場する可能性がございますが、それら選手の出場が決定した際、「リオデジャネイロオリンピック出場選手を応援する会実行委員会」を設置し応援を行う予定でありますことから、その実行委員会に対する補助金について、要求するものでございます。

10目百年記念ホール管理費360万円でございます。負担金補助及び交付金「コミュニティ助成事業補助金」200万円につきましては、NPO法人まくべつ町民芸術劇場が公演予定の「下村由理恵バレエアンサンブル公演」について、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択事業となりましたことから、当該補助金について、町の会計を通してNPOまくべつ町民芸術劇場に対して補助金を交付しようとするものでございます。次に、「地域の文化・芸術活動補助金」160万円でございますが、NPOまくべつ町民芸術劇場が運営しておりますジュニアジャズスクールにおいて、札幌・砂川・幕別ジュニアジャズスクールが

合同で、定期練習やワークショップ合同演奏会を開催し、演奏技術の向上を図るべく事業を行おうとするものでございます。

本事業に際して、一般財団法人地域創造の「地域の文化・芸術活動助成事業」に採択となりましたことから、この度、当該補助金について、前段説明いたしました事業と同様、町の会計を通してNPOまくべつ町民芸術劇場に対して補助金を交付しようとするものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

瀧本委員 スクールバス管理費について、忠類西部線の車の年式はまだ新しかったと思うのですが、年式は何年車で、クレームの修理の該当にはならないのでしょうか。

学校教育係長（守屋 敦史） 忠類西部線につきましては、平成18年車になりまして、10年を超えているということで、クレームの対応は難しいということでお話をいただいております。走行距離数は4月末現在で21万4千キロ程度で、年間では2万キロ弱を走行しております。修理歴は、過去5年で平成26、27年に修繕を行っております。金額については、平成26年はターボチャージャーが故障し、およそ30万円経費がかかっており、平成27年は排気ブレーキが故障し、およそ30万円経費がかかっております。

小尾委員 ヒーターが故障したということですが、いつ頃故障されたのでしょうか。

学校教育係長（守屋 敦史） 4月に入り、登下校が入る前に試運転をしているときに発生しまして、すぐ修理に出し、始業式前には修理が完了しており、規定の予算もありましたので、そちらの方で対応をしました。

田村教育長 2点、追加で説明をしていただきたいと思います。リオデジャネイロオリンピック出場選手を応援する会の補助金についてですが、今、3選手が出場の見込みがあるということですが、いつ頃内定するのか、また、150万円については、実行委員会でどのようなものを使用を考えているのか説明をしていただきたいと思います。

生涯学習課長（湯佐 茂雄） 福島千里選手につきましては、6月24日からの日本選手権において8位以内に入ると確定となっているようで、山本幸平選手については、先日、新聞報道でもあったとおりはほぼ確定となっており、テレビ報道によりますと、世界ランキングで日本人上位に位置しており、ほぼ確定と伺っております。桑井亜之選手につきましては、先日、関係者の方からお話を伺ったところ、現在は定かではないというのが実態ということです。

補助金の150万円の内容については、主に横断幕、垂れ幕で、14か所に設置を予定しております。出身小中学校にも設置するため、今回は山本選手の札内北小学校と札内東中学校、福島選手の糠内小学校と糠内中学校だったのですが、桑井選手の幕別小学校と幕別中学校が増えるということになっております。ほかには、幕別町役場、札内支所、忠類総合支所、糠内出張所、百年記念ホール、また、新たに元町近隣センターの交差点のところ、札内の働く婦人の家、道の駅・忠類の3か所にも設置をするということになっております。3選手が決まると100万円を超える金額となり、残りは宣伝費やパブリックビューイング等が今のところの予算となっております。

瀧本委員 3選手が決まると良いなと思っておりますが、もし仮に2選手になってしまった場合には予算の内容はどのようになるのでしょうか。

生涯学習課長（湯佐 茂雄） あくまで実行委員会の補助金ということですので、実績により、残った場合は補助金の返還をすることになります。

瀧本委員 百年記念ホールの関係ですが、コミュニティ助成事業補助金ですが、事業の補助金がそのまま事業費として動くと考えてよろしいのでしょうか。

生涯学習課長（湯佐 茂雄） これについては、総事業費の中の一部としていただくということになりますので、バレエアンサンブルが567万5千800円、ジュニアジャズスクールが269万500円となっております。

國安委員 バレエアンサンブルとジュニアジャズスクールの日程は決まっているのでしょうか。
生涯学習課長（湯佐 茂雄） バレエアンサンブルが7月24日を予定しており、ジュニアジャズ
スクールが12月18日にクリスマスジャズライブということで予定しております。

田村教育長 そのほかに質疑はございませんか。
(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。
議案第26号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第26号につきましては原案どおり可決いたしました。
次に日程第11、議案第27号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきまして
は、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。
(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

田村教育長 秘密会を解きます。
その他といたしまして、何かございませんか。

教育部長（山岸 伸雄） 以前からお話をさせていただいている高校に関する件についてでござ
います。

平成27年10月21日に幕別町後期中等教育を考える懇話会が設置されまして、これまでで4
回開催しているところでございます。4回目の会が平成28年5月10日で終了しまして、この
第4回をもって、全ての協議が整ったところでございます。現在、報告書の作成にあたり、
議論させていただき、細部の修正等を会長の方で行っているところであります。こちらの報
告書につきましては、6月上旬から中旬頃に懇話会から教育委員会へ対して報告がある予定
となっております。報告書の内容については、次回の教育委員会会議にてご説明できると思
いますので、よろしく願いいたします。

また、次回の教育委員会会議は6月21日開催予定となっております、その前段で、町長部局と
懇談する場である総合教育会議が開催される予定でございます。その際の議案としても考え
ておりますのでよろしく願いいたします。

田村教育長 その他に何かございませんか。
(ありません。)

田村教育長 それでは、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第6回教
育委員会会議を閉じます。